

# 災害時における復旧作業及び避難施設の 提供に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）とスタートCAM株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浦安市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策、または、避難施設の確保において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施及び迅速な避難者受入れ施設の確保に努めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）乙並びに「スタート首都圏千曲会」への災害復旧協力

（2）乙に在籍する1級建築技術者等の派遣

（3）乙のグループ企業が所有する宿泊施設の提供

・スタート総合研修センター（茨城県つくばみらい市絹の台四丁目2番1号）

（4）乙のグループ企業が運営管理する災害時井戸の使用許可

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（開設期間）

第5条 第2条3項による施設を避難所として開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

（報告）

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力等報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害復旧協力に係る費用は、実費分とし、甲の積算基準に基づき算出した額を甲が負担する。
- (2) 派遣された1級建築技術者の業務費用は乙が負担する。
- (3) 宿泊施設及に係る光熱費は、甲が負担する。
- (4) 井戸の使用に関する費用は無償提供とする。

(請求及び支払い)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力等費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和52年条例第1号)の例に準じて災害補償を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和5年5月24日からとし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年5月24日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 内田悦嗣

乙 江戸川区中葛西三丁目37番4号  
スターツCAM株式会社  
代表取締役社長 直井秀幸